

平成 23 年 10 月

お客様各位

新宮信用金庫

「個人向け国債（固定 5 年）」の中途換金禁止期間等の変更について

(1) 変更内容

- ・固定 5 年の中途換金禁止期間が「発行後 2 年」から「発行後 1 年」に、中途換金調整額（禁止期間後に中途換金する際の控除額）が「直前 4 回分の各利子（税引前）相当額×0.8」から「直前 2 回分の各利子（税引前）相当額×0.8」に変更されます。

項目	変更後	現行
中途換金禁止期間	発行後 1 年	発行後 2 年
中途換金調整額 (中途換金禁止期間後)	直前 2 回分の各利子 (税引前) 相当額×0.8	直前 4 回分の各利子 (税引前) 相当額×0.8

(2) 実施時期

- ・平成 24 年 4 月発行分（平成 24 年 3 月募集）より適用されます。また、平成 24 年 3 月までに発行された固定 5 年（既発債）についても、平成 24 年 4 月 16 日以降に中途換金を実施するものから、同様に変更されます。

以 上